

一・国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十号）

（傍線部分は改正部分・波線部分は修正部分）

改正後（修正後）	改正後（修正前）	改正前（修正前）
<p>附 則</p> <p>（基礎年金拠出金の負担に関する経過措置）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第八条の三において同じ。）の前年度までの各年度における法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。</p> <p>（平成二十一年度から平成二十五年度までの基礎年金拠出金の負担に関する経過措置の特例）</p> <p>第八条の二 国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院</p>	<p>附 則</p> <p>（基礎年金拠出金の負担に関する経過措置）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第八条の六において同じ。）の前年度までの各年度における法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。</p> <p>（平成二十一年度から平成二十三年度までの基礎年金拠出金の負担に関する経過措置の特例）</p> <p>第八条の二 国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院</p>	<p>附 則</p> <p>（基礎年金拠出金の負担に関する経過措置）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第八条の三において同じ。）の前年度までの各年度における法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。</p> <p>（平成二十一年度から平成二十三年度までの基礎年金拠出金の負担に関する経過措置の特例）</p> <p>第八条の二 国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院</p>

機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えられた法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えられて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）に定める額のほか、政令で定めるところにより、法第九十九条第三項第二号に定める額と前条第六項の規定により読み替えられた法第九十九条第三項第二号に定める額との差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額のうち国の負担に係るものについては、平成二十一年度にあっては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第三条第一項の規定により、平成二十二年度にあっては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第三条第一項の規定により、財政投融資特別会計資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十

機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えられた法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えられて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）に定める額のほか、政令で定めるところにより、法第九十九条第三項第二号に定める額と前条第六項の規定により読み替えられた法第九十九条第三項第二号に定める額との差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額のうち国の負担に係るものについては、平成二十一年度にあっては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第三条第一項の規定により、平成二十二年度にあっては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第三条第一項の規定により、財政投融資特別会計資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十

機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えられた法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えられて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）に定める額のほか、政令で定めるところにより、法第九十九条第三項第二号に定める額と前条第六項の規定により読み替えられた法第九十九条第三項第二号に定める額との差額に相当する額を負担する。この場合において、当該額のうち国の負担に係るものについては、平成二十一年度にあっては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第三条第一項の規定により、平成二十二年度にあっては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第三条第一項の規定により、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十

三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十九条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとし、平成二十四年度及び平成二十五年度にあつては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第 号）第三条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする。

（条文なし）

平成二十三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十九条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする。

（平成二十四年度の基礎年金拠出金の負担に関する経過措置の特例）

第八条の三 国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、平成二十四年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、同年度について、附則第八条第六項の規定により読み替えられた法第九十九条第三項第二号に定める額のほか、政令で定めるところにより、前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を負担する。この

（新規）

三年度にあつては東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十九条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする。

場合において、当該額のうち国の負担については、次条第二項の規定による国債の発行及び交付並びに附則第八条の五の規定による払込みにより行うものとする。

(国債の交付)

第八条の四 政府は、前条前段の規定による負担のうち国に係るものを行うため、国債を発行することができる。

2 政府は、前項の規定により、予算で定める額及びその運用収入に相当する額として政令で定めるところにより算定した額の合算額に相当する額の国債を発行し、これを国家公務員共済組合連合会に交付するものとする。

3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 第二項の規定により交付した国債の償還の請求、償還に要する費用の財源その他の償還に係る事項及び当該国債の返還に係る事項については、別に法律で定める。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(新規)

(条文なし)

(国の負担する額等の国家公務員共済組合への払込み)

(新規)

第八条の五 国は、前条第五項に規定する国債の償還が行われる年度において、予算で定めるとところにより、附則第八条の三前段の規定により国が負担すべき額から前条第二項の予算で定める額を控除した額及びその運用収入に相当する額として政令で定めるところにより算定した額の合算額に達するまでの金額を国家公務員共済組合に払い込むものとする。

(基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置)

第八条の三 特定年度の前年度が平成二十六年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十五年度以前の年度を除く。）の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の負担とす るように、国の負担に係るものについては必

(基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置)

第八条の六 特定年度の前年度が平成二十五年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十四年度以前の年度を除く。）の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の負担とす るように、国の負担に係るものについては必

(基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置)

第八条の三 特定年度の前年度が平成二十四年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十三年度以前の年度を除く。）の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の負担とす るように、国の負担に係るものについては必

要な税制上の措置を講じた上で国の負担とするよう必要な法制上及び財政上の措置を講じ、これらの独立行政法人の負担に係るものについては必要な法制上の措置を講ずるものとする。

については必要な税制上の措置を講じた上で国の負担とするよう必要な法制上及び財政上の措置を講じ、これらの独立行政法人の負担に係るものについては必要な法制上の措置を講ずるものとする。

要な税制上の措置を講じた上で国の負担とするよう必要な法制上及び財政上の措置を講じ、これらの独立行政法人の負担に係るものについては必要な法制上の措置を講ずるものとする。

三. 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）

（傍線部分は改正部分・波線部分は修正部分）

改正前（修正前）	改正後（修正後）	改正前（修正前）
附 則	附 則	附 則
（基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置）	（基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置）	（基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置）
第二条 平成十六年度における第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下「 <u>新共済法</u> 」）と <u>いう</u> 。	第二条 平成十六年度における第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下「 <u>新共済法</u> 」）と <u>いう</u> 。）第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「 <u>二分の一</u> 」とあるのは、「三分の二」とする。	第二条 平成十六年度における第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下「 <u>新共済法</u> 」）と <u>いう</u> 。）第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「 <u>二分の一</u> 」とあるのは、「三分の二」とする。
2／5 (略)	2／5 (略)	2／5 (略)
6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第二条の三において同じ。）の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「 <u>二分の一に相当する金額</u> 」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の千分の三十二に相当する金額を加えて得た金額」とする。	6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第二条の五において同じ。）の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「 <u>二分の一に相当する金額</u> 」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の千分の三十二に相当する金額を加えて得た金額」とする。	6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。附則第二条の三において同じ。）の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「 <u>二分の一に相当する金額</u> 」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の千分の三十二に相当する金額を加えて得た金額」とする。

（平成二十一年度から平成二十五年度までの基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置の特例）

第二条の二 国は、平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額のほか、新共済法第三十五条第一項に規定する金額と前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額と前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額のほか、新共済法第三十五条第一項に規定する金額と前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額との差額に相当する金額を補助する。

この場合において、当該金額については、平成二十一年度にあつては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第三条第一項の規定により、平成二十二年度にあつては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第三条第一項の規定により、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十三年度にあつて

（平成二十一年度から平成二十三年度までの基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置の特例）

第二条の二（略）

第二条の二 国は、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額のほか、新共済法第三十五条第一項に規定する金額と前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額との差額に相当する金額を補助する。

この場合において、当該金額については、平成二十一年度にあつては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第三条第一項の規定により、平成二十二年度にあつては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第三条第一項の規定により、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十三年度にあつて

は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十九条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとし、平成二十四年度及び平成二十五年度にあつては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第 号）第三条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする。

（条文なし）

（平成二十四年度の基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置の特例）

（第二条の三）国は、平成二十四年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、同年度について、附則第二条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額のほか、前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する金額を補助する。この場合において、当該金額の補助については、次条第二項の規定による国債の発行及び交付により行うものとする。

（新規）

は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十九条第二項の規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、確保するものとする。

(基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の
引上げのための措置)

第二条の三 国は、特定年度の前年度が平成二

- 第二条の四 政府は、前条前段の規定による補助を行うため、国債を発行することができる。
- 2 政府は、前項の規定により、予算で定める金額及びその運用収入に相当する金額として政令で定めるところにより算定した金額の合算額に相当する金額の国債を発行し、これを日本私立学校振興・共済事業団に交付するものとする。
- 3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。
- 4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
- 5 第二項の規定により交付した国債の償還の請求、償還に要する費用の財源その他の償還に係る事項及び当該国債の返還に係る事項については、別に法律で定める。
- 6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に關し必要な事項は、財務省令で定める。

(基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の
引上げのための措置)

第二条の五 国は、特定年度の前年度が平成二

(基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の
引上げのための措置)

第二条の三 国は、特定年度の前年度が平成二

十六年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十五年度以前の年度を除く。）の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する金額を、必要な税制上の措置を講じた上で補助するよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

十五年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十四年度以前の年度を除く。）の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する金額を、必要な税制上の措置を講じた上で補助するよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

十四年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十三年度以前の年度を除く。）の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する金額を、必要な税制上の措置を講じた上で補助するよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

四・地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十二号）

（傍線部分は改正部分・波線部分は修正部分）

改正後（修正後）	改正後（修正前）	改正前（修正前）
附則	附則	附則
（平成二十一年度から平成二十五年度までの基礎年金拠出金の負担に関する経過措置の特例）	（平成二十一年度から平成二十四年度までの基礎年金拠出金の負担に関する経過措置の特例）	（平成二十一年度から平成二十三年度までの基礎年金拠出金の負担に関する経過措置の特例）
第八条の二 地方公共団体は、平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第一百十三条第三項第二号に定める額のほか、第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号に定める額と前条第六項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第一百十三条第三項第二号に定める額との差額に相当する額を負担する。	第八条の二 地方公共団体は、平成二十一年度から平成二十四年度までの各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第一百十三条第三項第二号に定める額のほか、第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号に定める額と前条第六項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第一百十三条第三項第二号に定める額との差額に相当する額を負担する。	第八条の二 地方公共団体は、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第一百十三条第三項第二号に定める額のほか、第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号に定める額と前条第六項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正後の法第一百十三条第三項第二号に定める額との差額に相当する額を負担する。
（基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置）	（基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置）	（基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置）
第八条の三 特定年度の前年度が平成二十六年度以後の年度である場合において、当該特定	第八条の三 特定年度の前年度が平成二十五年度以後の年度である場合において、当該特定	第八条の三 特定年度の前年度が平成二十四年度以後の年度である場合において、当該特定

年度の前年度まで（平成二十五年度以前の年
度を除く。）の各年度において国民年金法第
九十四条の二第二項の規定により納付される
基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各
年度について前条の規定の例により算定して
得た差額に相当する額を地方公共団体の負担
とするよう、必要な法制上及び財政上の措置
を講ずるものとする。

年度の前年度まで（平成二十四年度以前の年
度を除く。）の各年度において国民年金法第
九十四条の二第二項の規定により納付される
基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各
年度について前条の規定の例により算定して
得た差額に相当する額を地方公共団体の負担
とするよう、必要な法制上及び財政上の措置
を講ずるものとする。

年度の前年度まで（平成二十三年度以前の年
度を除く。）の各年度において国民年金法第
九十四条の二第二項の規定により納付される
基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各
年度について前条の規定の例により算定して
得た差額に相当する額を地方公共団体の負担
とするよう、必要な法制上及び財政上の措置
を講ずるものとする。